

2019 年 12 月 1 日

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（JPA） 規律規程

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（以下、「本連盟」という。）は、本連盟に加盟する者が遵守すべき規律並びにその違反に対する処分内容及び手続につき、以下のとおり定める。

第 1 章 総則

第 1 条(目的)

本規程は、本連盟の役員および会員が遵守すべき倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の事業運営の公正さ及び社会的信頼を確保し、競技としての陸上競技の高潔さを維持し、その価値を高めることを目的とする。

会員の定義：当連盟定款第 2 章第 5 条による。

役員の定義：当連盟定款第 3 章第 13 条および第 5 章第 27 条による。

当連盟定款第 3 章第 13 条 3 項の専門委員会の委員も役員と見なし、委員の中には、NTO、国内クラシファイア、トレーナーを含むものとする。

NTO(National Technical Official)とは国内技術委員の事をいう。

第 2 条（役員・会員の責務）

役員および会員は、法令や社会規範及び本連盟の決定事項並びに諸規定を遵守し、規律と品位を重んじ、日々陸上競技の振興に努めなければならない。

第 2 章 規律違反に対する罰則

第 3 条（規律違反となる行為）

役員および会員が次の各号のいずれかの行為をしたときは、本規程第 3 条以降に定める手続きにより、処分を行う。

- ① 法令、本連盟の諸規程や決定に違反する行為をしたとき
- ② 本連盟、本連盟の他の役員および会員、陸上競技に関与する一切の者の名誉や信用をおとしめる行為をしたとき
- ③ 正当な理由なく、本連盟の業務の遂行や陸上競技大会の進行を妨害したとき
- ④ 本連盟の業務又は陸上競技に関し、不正な利益を供与若しくは享受し、又はこれらの申込み、要求、若しくは約束をしたとき
- ⑤ 陸上競技に関し、方法の如何、直接・間接の別を問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与したとき

- ⑥ 暴力、体罰、各種ハラスメント、差別、違法賭博、アンチ・ドーピング規則違反、クラス分け違反（意図的不実表示）、違法薬物の使用、未成年の飲酒・喫煙その他競技者としての倫理に反する行為をしたとき
- ⑦ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能犯暴力集団その他これに準ずる者と交際したとき
- ⑧ その他、本連盟の業務又は陸上競技に関して、品位を失うべき非行行為をしたとき

第4条（処分の種類）

前条に定める行為に対する処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

- ① 戒告
口頭による注意を行い、戒めること
- ② けん責
文書による注意を行い、始末書を提出させること。
- ③ 役職の停止、降格又は解任
本連盟の理事、監事、各委員会の委員の役職を、長期1年以下の期間で停止し、降格し又は解任すること
- ④ 出場資格の停止
無期限又は長期2年以下の期間、公式競技会への出場資格を停止すること
- ⑤ 会員資格の停止
無期限又は長期2年以下の期間で会員資格及びその権利を停止すること
- ⑥ 除名
被処分者の意思にかかわらず、本連盟から強制的に退会させること

第5条（起訴に伴う会員資格の停止）

- 1 役員及び会員が刑事事犯により起訴されたときは、本連盟は、理事会の決議により、判決の確定があるまでの間、会員資格の停止の処分を行うことができる。この場合において、別途本連盟が定める手続規定にのっとり、処分を行うことをさまたげない。
- 2 前項後段により処分を受けた者が刑事裁判において無罪の判決を受け、これが確定したときは、本連盟に対し、処分の再審査を求めることができる。ただし、無罪判決の確定の日から1年を経過したときは、この限りではない。

第3章 規律委員会による処分手続

第1節 総則

第6条（規律委員会による処分）

第3条に定める行為を行つた者（以下「処分対象者」という。）に対する処分は、規律委員会が決定するものとし、規律委員会は、本規程に定める事実調査及び処分審査（以下「本手続」という。）を経て、処分を決定する。

第7条（免責）

規律委員会を構成する委員は、故意又は重過失による場合を除き、審査手続に関する作為又は不作為について、何人に対しても、個人としての責任を負わない。

第8条（委員の選任及び任期）

- 1 規律委員会は、理事会決議により選任する委員3名以上をもって構成する。委員のうち1名以上は、外部の弁護士又は有識者とすることができる。
- 2 委員の任期は、2年かつ最長10年とし、再任を妨げない。ただし、委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第9条（処分手続の非公表等）

- 1 本連盟は、規律委員会が処分を決定するまでの間、事案に関する公表を行わない。ただし、規律委員会が公表を承認した場合はこの限りではない。
- 2 委員及び本連盟の関係者は、正当な理由なく、本手続を通じて入手した事実を他の者に漏えいしてはならない。ただし、前項後段に基づき公表された事実はこの限りではない。

第10条（代理人）

- 1 処分対象者は、本手続を通じていつでも、日本国内における資格を有する弁護士を代理人として選任することができる。この場合において、代理人は、処分対象者のために、本手続に関する一切の行為をすることができる。
- 2 処分対象者が代理人の選任を本連盟に通知した場合、それ以降の手続において本連盟又は規律委員会が処分対象者に対して通知を行うときは、当該通知を当該代理人に対して行うものとする。

第2節 事実調査

第11条（事実調査の開始）

- 1 規律委員会は、会員又は第三者により通報を受けたときその他不祥事と疑われる事案があると思料するときは、事実調査を開始する。ただし、通報の内容が明らかに処分対象とならないと認める場合には、この限りではない。
- 2 当該事案に何らかの形で関与したことがある委員及び当該事案に利害関係を有する委員は、当該事案の手續に加わることができない。この場合において、委員が3名を下回るときは、理事会決議により、委員の数が3名を上回るまで、当該事案においてのみ委員を務める者を選任しなければならない。
- 3 規律委員会は、事実調査の開始に際し、委員の互選により委員長を1名を選出しなければならない。

第12条（事実調査の方法）

- 1 事実調査は、中立、公正かつ迅速に行われなければならない。
- 2 規律委員会は、本連盟、処分対象者又はその他関係者に対して、事案の解明のために、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求めることができ、現地確認その他必要な一切の調査をすることができる。
- 3 役員及び会員は、前項の調査に協力しなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

第13条（弁明の機会の付与）

規律委員会は、事実調査の結果に基づき処分決定をしようとするときは、次条に定める方式にしたがった聴聞期日を指定して処分対象者に弁明の機会を与えなければならない。

第14条（聴聞の方式）

- 1 処分対象者は、聴聞期日に出頭して意見を述べ、主張書面及び証拠資料を提出し、又は、聴聞期日への出頭に代えて、主張書面及び証拠資料を提出することができる。
- 2 規律委員会は、あらかじめ、処分対象者に対し、次に掲げる事実を書面により通知しなければならない。
 - ① 処分の対象となる事案
 - ② 聴聞期日の日時及び場所
 - ③ 聴聞期日に出頭して意見を述べ、主張書面及び証拠資料を提出することができる旨
- 3 規律委員会は、聴聞期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要がある

ると認めるときは、聴聞の続行期日を指定することができる。この場合において、処分対象者に対し、あらかじめ、次回の聴聞期日の日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞期日に出頭した処分対象者に対して、当該聴聞期日においてこれを告知すれば足りる。

第4節 処分審査

第15条（処分審査の開始）

- 1 規律委員会は、事実調査及び弁明の機会の付与が完了したときは、すみやかに処分審査を開始する。
- 2 処分審査は、中立、公正かつ迅速に行われなければならない。

第16条（処分決定とその通知）

- 1 処分の決定は、委員の過半数の出席をもって開催し、その議決は出席した委員の過半数をもって行う。ただし、処分対象者の役職の停止、出場資格の停止、会員資格の停止又は除名の処分をしようとする場合には、その議決は出席した委員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
- 2 規律委員会は、本連盟及び処分対象者に対して、次の事項を記載した書面（以下「処分決定通知書」という。）をもって処分決定を通知する。
 - ① 処分対象者の表示
 - ② 処分対象となった事実
 - ③ 処分の内容
 - ④ 処分の手続の経過
 - ⑤ 処分の理由
 - ⑥ 処分の年月日
 - ⑦ 処分決定に不服がある場合には、処分対象者は日本スポーツ仲裁機構に対して規律委員会の行った処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間
- 3 本連盟は、処分決定通知書の正本を含む処分決定に関する記録を、処分決定日から10年を経過する日まで保管する。

第17条（処分決定の効力）

- 1 処分決定は、処分決定通知書が処分対象者に到達した時に効力を生ずる。
- 2 第18条第1項の申立てがあつた場合でも、規律委員会又は日本スポーツ仲裁機構により、処分決定が取り消され、又は処分決定の効力が停止されるまでの間、処分決定は効力を失わない。

第4章 不服申し立て

第18条（処分決定に対する不服申し立て）

- 1 処分決定に不服がある場合には、処分対象者は、日本スポーツ仲裁機構に対して規律委員会の行った処分決定の取消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる。
- 2 本連盟は、前項の申し立てをしたことを理由として、処分対象者に対して処分決定外の不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 雑則

第19条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議によらなければ、することができない。

以上

附 則

1. この規程は、2019（令和元）年12月1日より適用する。